

送金関係書類の明細書の記載要領等

- 1 非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける場合には、その年の全ての送金関係書類を給与等の年末調整又は確定申告において提出又は提示する必要があります。ただし、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を同一の国外居住親族に対してその年に3回以上行ったときは、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、この明細書の提出及びその年の最初と最後の支払に係る送金関係書類の提出又は提示により、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けることができます。
- 2 この明細書を作成することにより、提出又は提示を省略した送金関係書類は、扶養控除等の適用を受ける本人が保管する必要があります。
- 3 この明細書の各欄は、次により記載します。
 - (1) この明細書には、国外居住親族ごとに、給与等の年末調整又は確定申告において提出又は提示すべきその年の全ての送金関係書類について記載します。

なお、この明細書に記載しきれない場合には、「令和 年分 送金関係書類の明細書（次葉）」に記載します。
 - (2) 「住所」、「氏名」及び「国外居住親族の氏名」の各欄には、それぞれ扶養控除等の適用を受けようとする本人の住所及び氏名並びに国外居住親族の氏名を記載します。
 - (3) 「支払日」欄には、その国外居住親族に対し、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を行った日を記載します。

（注）「支払日」とは、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日又は国外居住親族が商品等を購入するためにクレジットカードを利用した日をいいます。
 - (4) 「支払方法」欄には、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を行った方法について

{	<input type="checkbox"/> 為替取引
	<input type="checkbox"/> クレジットカード

 のいずれかに「✓」を付します。
 - (5) 「支払額」欄には、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるために支払った金額を記載します。
 - (6) 「令和 年分の支払額の合計額」欄には、「支払額」欄に記載した額の合計額を記載します。

なお、記載に当たっては、「令和 年分 送金関係書類の明細書（次葉）」に記載した金額も合算します。

（注）支払額については、実際に送金等をした通貨で表示して差し支えありません（円換算は不要です。）。